

京都市動物園内写真撮影機設置事業者募集要項

京都市（以下「本市」という。）では、京都市動物園内に来園者の利便性向上に資することを目的として、写真撮影機を設置する事業者を募集します。

なお、この募集要項には募集に関する概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を別紙仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 募集内容

(1) 設置場所

設置番号	設置場所	設置台数
①	学習・利便施設 1階エントランス内	1台
②	学習・利便施設 1階退園口付近	1台
合計		2台

※ 設置条件の詳細については、別紙仕様書のとおりです。

(2) 事業者

設置番号①と②を合わせて1事業者とします。

※ 事業者の決定方法は、「7 事業者の決定」を参照してください。

2 設置期間

事業者に対する写真撮影機の設置期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を考慮したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和10年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

3 使用料

(1) 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額を百円単位で記入してください。

(2) 最低使用料年額

最低使用料年額は390,000円とします。

4 応募資格

(1) 応募できる方は、本要領及び別紙仕様書に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。

(2) 次の各号に該当する場合は、応募できません。

- ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあっては、本募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- イ 有資格者名簿に登載されていない者で本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあっては、これらが未納となっている者、また、契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- ウ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）
- エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- オ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- カ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- キ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ク 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

5 応募

(1) 申込方法

ア 郵送での申込み

(ア) 申込受付期間

令和7年1月27日(月)～令和7年2月14日(金) 必着

(イ) 郵送先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(ウ) 郵送方法

簡易書留郵便で京都市動物園総務課に送付してください。

普通郵便で送付された場合、京都市動物園総務課に不着のときは、応募がなかつたものと見なしますので御注意ください。

イ 持参される場合

(ア) 申込受付期間

令和7年1月27日(月)～令和7年2月14日(金) 各日午前9時～17時

(イ) 提出先

京都市動物園総務課　まで

(2) 必要書類（各1部ずつ、イの様式は任意）

ア 応募申込書（**様式1**）

イ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

ウ 誓約書（**様式3**）※

- エ 過去1年分の納税証明書（本市市民税及び固定資産税（該当者のみ））※
オ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）※
※ ウ～オについては、一般競争入札有資格者名簿に登録されていない方のみ、提出を求める。

(3) その他

- ア 前記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
イ 提出された書類の返却は行いません。
ウ 受付完了のお知らせは行いません。到達確認のご連絡は対応いたします。
エ 提出資料の様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス <https://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

(4) 応募の無効

- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合
イ 応募者の記名押印がない場合
ウ 同一の応募者が複数の応募書類を提出した場合
エ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難い場合
オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等がある場合
カ 事業者の決定に関し不正な行為を行った場合
キ その他この要項の条件等に違反した場合

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書**様式2**にその内容を記入のうえ提出してください。

(1) 質問書受付期間（持参、ファックス又は電子メール）

令和7年1月27日(月)～令和7年2月3日(月)

※持参の場合は午前9時～正午、午後1時～午後5時)

※電子メールの場合は、件名を「【質問】写真撮影機設置について」としてください。

(2) 質問書提出先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(3) 質問に対する回答

質問及び回答については、京都市動物園ホームページで随時公表します。

京都市動物園ホームページアドレス <https://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外には一切応じられません。
イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス <https://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

7 事業者の決定

(1) 決定方法

提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「**4 応募資格**」を満たす方のうち、応募価格（提案使用料）が「**3 使用料**」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を事業者に決定します。

(2) 決定予定

令和7年3月上旬頃

(3) 決定後の公表

京都市動物園ホームページにおいて、決定した事業者の法人・個人の区分と決定金額を掲載します。

8 決定後の手続

事業者に決定した方には、以下の資料を御提出いただきます。

- (1) 京都市動物園使用許可申請書（本市指定様式）
- (2) 設置する写真撮影機の仕様が分かる資料等一式（図面等）

9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに構内地使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 事業者の決定後、「**4 応募資格要件**」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が構内地使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 参考 京都市動物園について

所 在 地	〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
敷 地 面 積	41,383 m ²
飼 育 動 物	106種類 564点（令和6年11月末時点）
入 園 料	一般 750円、団体（一般30名以上）650円、中学生以下無料 京都市キャンパス文化パートナーズ制度参加大学の学生 100円 年間入園券 2,200円
開 園 時 間	3月～11月：午前9時～午後5時 12月～2月：午前9時～午後4時30分
休 園 日	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌平日）及び12月28日～1月1日

【問合せ先】

京都市動物園 総務課（担当：中原）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電話 (075) 551-2011(直通)